

衛星放送用受信環境整備事業  
中間周波数漏洩対策事業 助成金制度について

2019年4月3日

(一社) 放送サービス高度化推進協会

The Association for Promotion of Advanced Broadcasting Services (A-PAB)

# 中間周波数漏洩対策事業とは

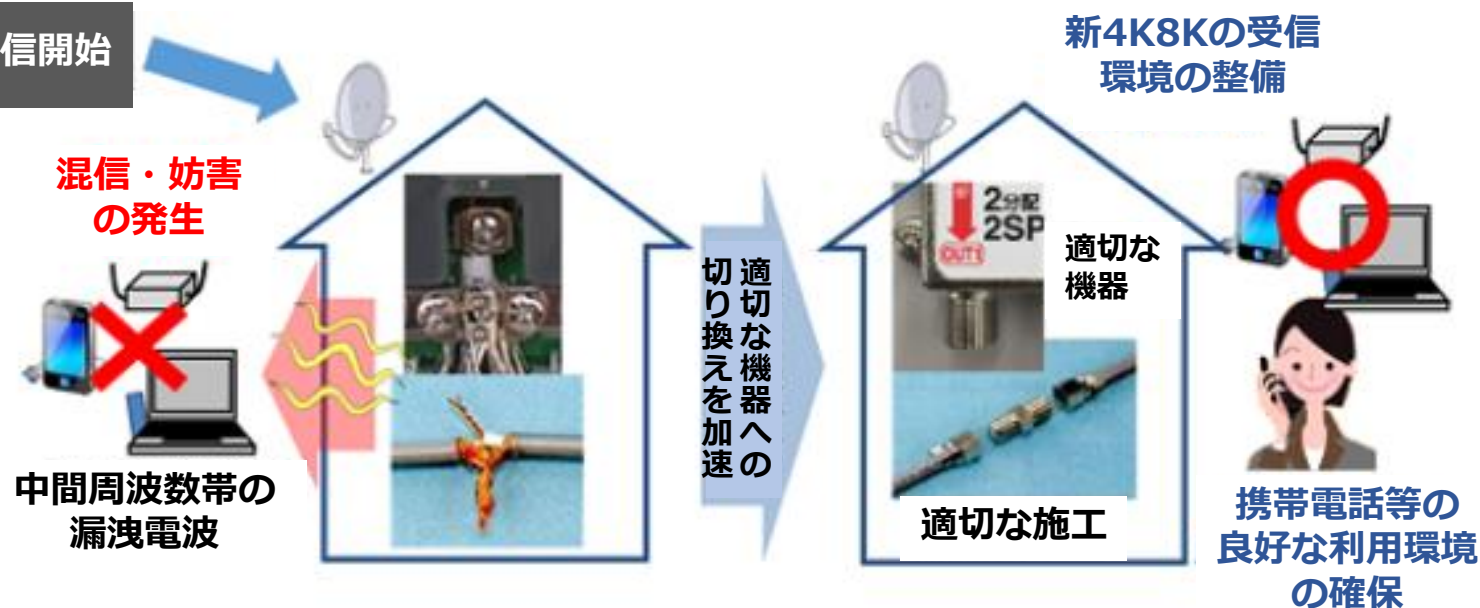
新4K8K衛星放送(左旋円偏波)では新たな中間周波数帯が利用されています。

各家庭で使われている衛星放送用受信設備の中には、旧製品の使用や不十分な施工方法等により、この中間周波数帯(BS/CS-IF)の電波が漏洩し、既存の無線サービス等(無線LAN等)への干渉が懸念されています。

**中間周波数漏洩対策事業とは、新4K8K衛星放送（左旋円偏波）に対応した受信環境整備に向け、不適切な受信設備を改修することにより、電波漏洩による他の無線サービス等への干渉を防止する対策を進めるものです。**

A - P A Bでは、国の補助金を受け、この「中間周波数漏洩対策事業」に対して経費の一部を助成するなどの支援を行います。

新4K8K放送の送信開始



# 助成金交付の条件

## 条件①

2017年(平成29年) 5月11日以前に衛星基幹放送の受信設備が設置されていること。(右旋のBS受信設備が設置されていること)

## 条件②

2018年(平成30年) 6月 8 日以降に右左旋対応アンテナを設置すること。(「助成金交付決定通知」以降に設置工事を行なう事)

## 条件③

アンテナ出力から壁面端子までの間の機器で助成金交付対象機器リストの技術基準不適合機器であり、かつ助成金交付対象機器であること。

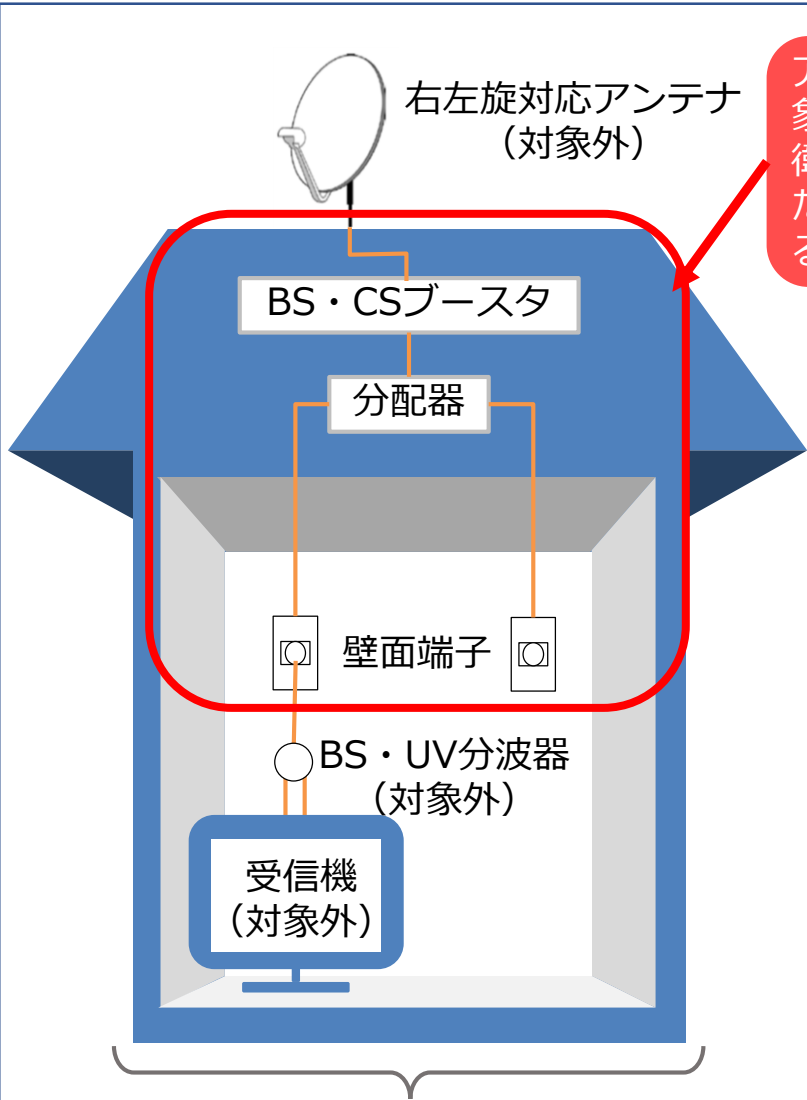
## 条件④

住居を含む建物に設置されている受信設備の改修であること。

ただし以下の設備を除きます。

- ・ 国、地方公共団体等が所有するもの
- ・ 登録業者が所有するもの
- ・ 放送法第136条第1項の技術基準のみが適用される電気通信設備
- ・ 受信設備の主たる目的が住居用でないもの

# 助成金交付対象機器

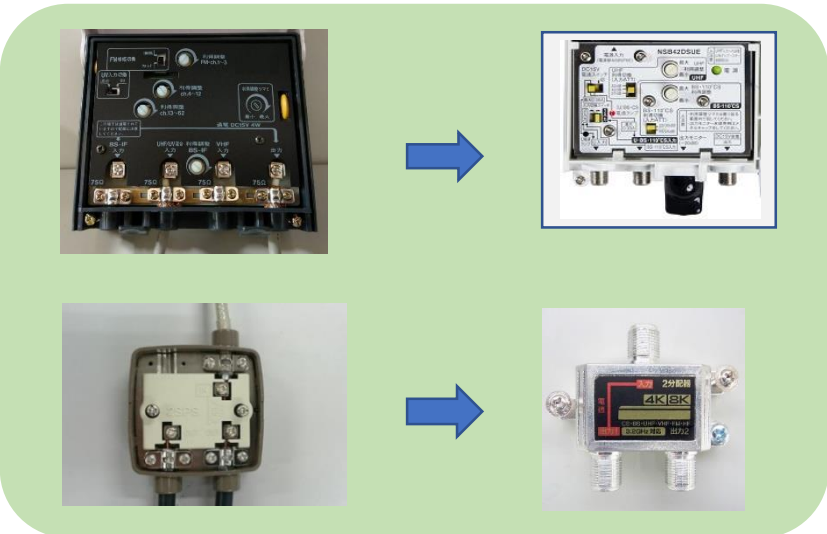


アンテナ出力から壁面端子の間の機器で助成金交付対象機器リストに掲載されている**技術基準不適合機器**を衛星放送用テレビ受信設備の**施工ガイドライン**に沿った工事で改修(交換)をするための費用の一部を助成することで、電波漏洩を防止します。

助成金交付対象機器リストの掲載機器で、技術基準不適合であり助成金交付対象機器の改修工事にかかる「機器代+工事代」の2分の1に相当する金額が助成されます。ただし、集合住宅については各戸あたり3万円を上限としますが、各戸の壁面端子まで全ての機器を技術基準に適合する改修時使用機器リスト記載の3.2 GHz 対応機器へ改修する場合はこの限りではありません。

すでに設置されている  
技術基準不適合機器

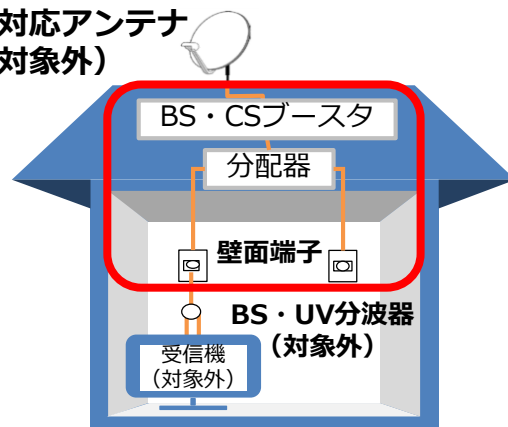
技術基準適合機器に  
改修(交換)



2017年(平成29)年5月11日以前に設置されていることが条件です。

# 助成金交付対象範囲 - 1

右左旋対応アンテナ  
(対象外)

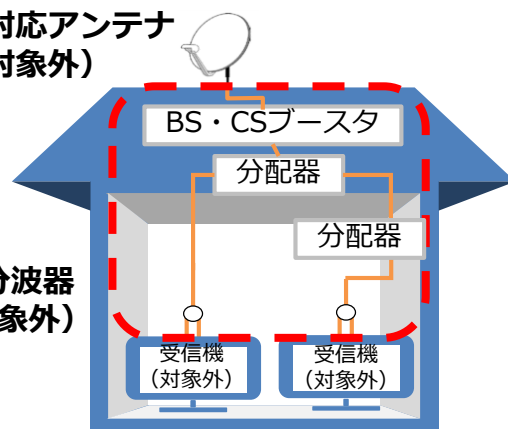


壁面端子がある場合

## □壁面端子がある場合

アンテナ出力から壁面端子の間の機器(壁面端子を含む)で助成金交付対象機器リスト※に掲載される助成金交付対象機器が対象になります。

右左旋対応アンテナ  
(対象外)



壁面端子がない場合

## □壁面端子がない場合

アンテナ出力からテレビ(受信機)の間の機器で助成金交付対象機器リスト※に掲載されている助成金交付対象機器が対象とになります。

## 助成金交付対象範囲 - 2

□手ひねり箇所は対象となるのか？

→対象

助成金交付対象機器リストの技術基準不適合機器に「手ひねり漏洩ケーブル」として掲載されます。

□直付けのアンテナプラグは対象となるのか？

→対象外

□分波器は対象となるのか？

アンテナ出力から壁面端子の間の機器が助成対象のため、アンテナプラグや分波器は助成対象になりません。

→対象外

□卓上ブースタは対象となるのか？

→対象外

受信設備は、卓上ブースタが必要ない構築が本来であるため対象外となります。対象は、助成金交付対象機器リストに掲載されている助成金交付対象機器です。

□集合住宅でベランダへのアンテナ設置受信者は対象となるのか？

→対象（ただし 集合住宅全体と独立した設備に限ります）

# 助成金交付対象設備とは

□住居を含む建物に設置されている受信設備が対象です。

ただし、以下の設備は除きます。

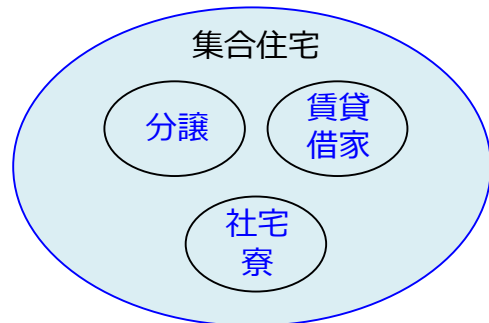
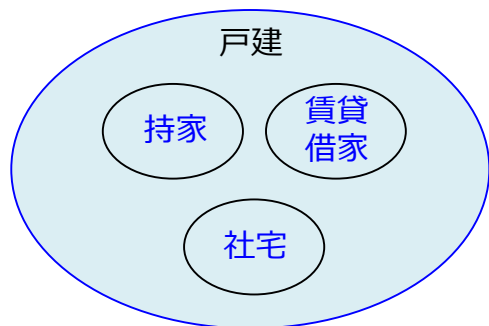
○国、地方公共団体等が所有するもの

○登録業者が所有するもの

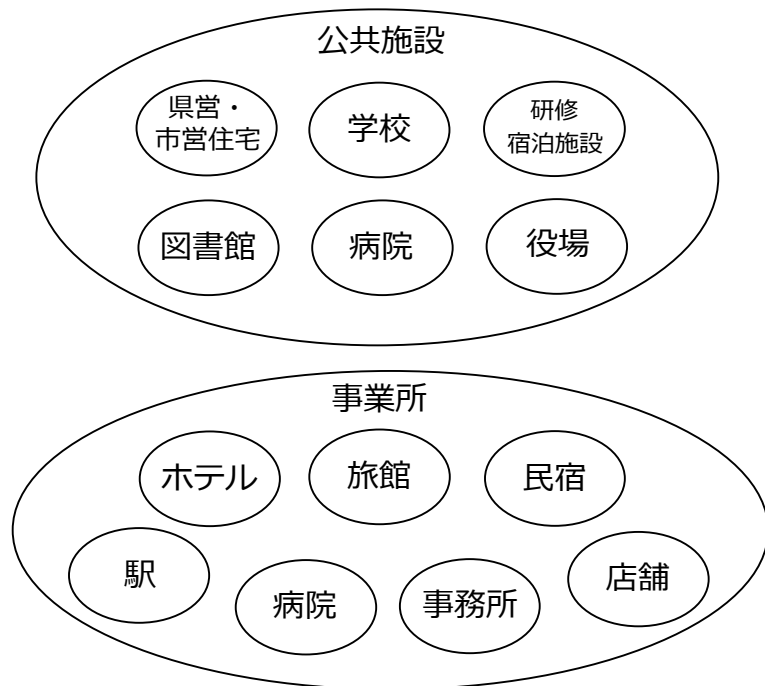
○放送法第136条第1項の技術基準のみが適用される電気通信設備

○受信設備の主たる目的が住居用でないもの

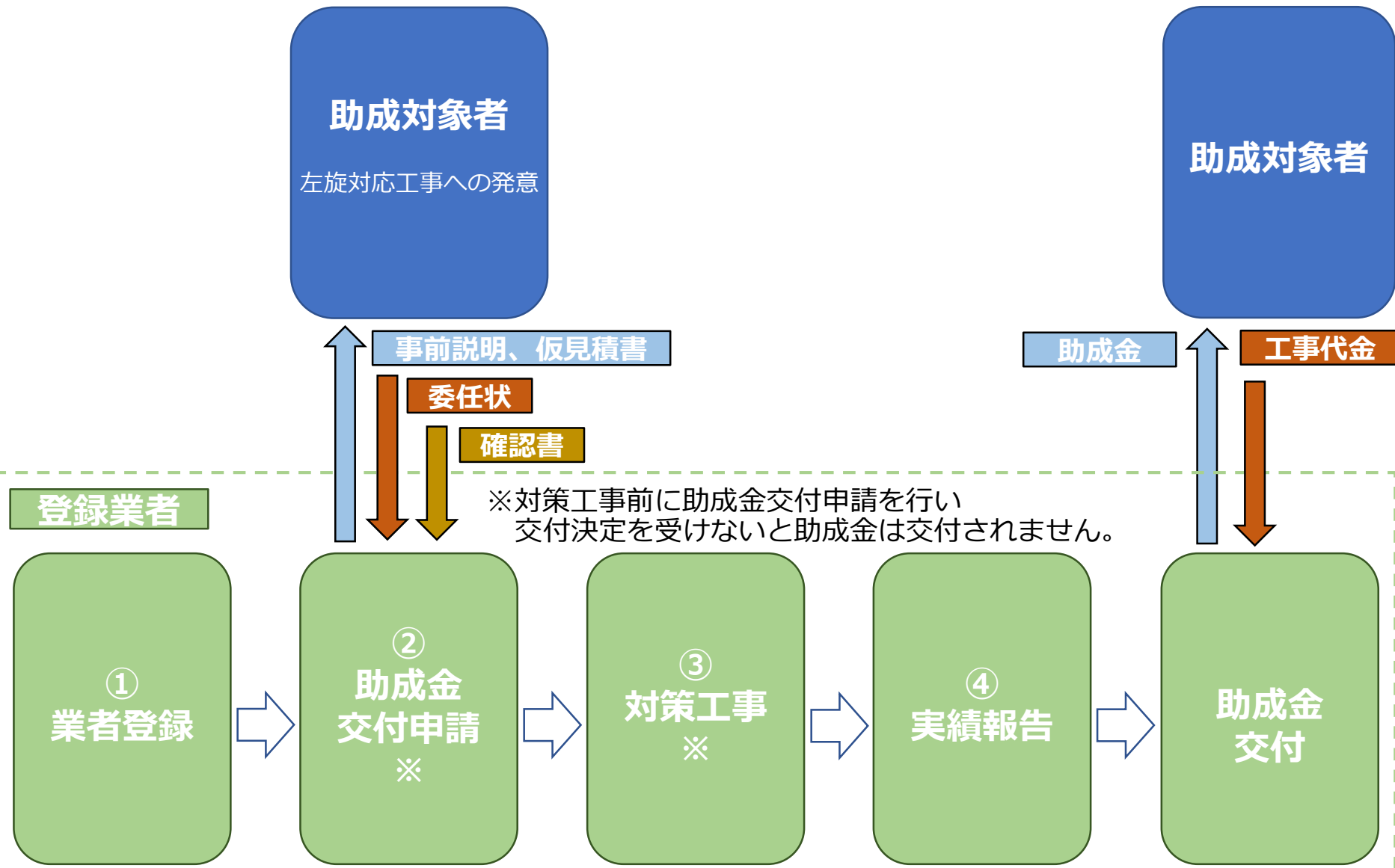
## 助成金交付対象



## 助成金交付対象外



# 助成金交付の流れ





# ①業者登録

□工事店は、中間周波数漏洩対策事業に参加するには「業者登録」が必要です。

A-PAB HP「中間周波数漏洩対策事業」の「業者仮登録」で仮登録を行い、業者登録の申請書類をダウンロードし、業者登録申請書類、誓約書、会社概要、資格証明などの資料を「審査センター」へ郵送で提出します。

**「登録業者」未登録の電器店・工事店は助成金の申請は不可、対策工事を行っても助成金は交付されません。**

(登録工事店の遵守事項)

○助成対象者に対して電波漏洩対策の趣旨を十分説明し、理解促進に努めること。

○虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為を行わないこと。

(発覚時には、登録業者の取り消しや助成金の返却などの処分があります)

○衛星放送用受信施工ガイドライン、助成金交付要綱、申請マニュアルを理解し法令を遵守すること。

○対策が必要なすべての機器をS Hマーク登録機器等へ交換する対策を実施すること。

○工事範囲から電波漏洩が確認された場合には、工事店の責任・負担において電波漏洩対策を速やかに実施すること。

① 業者Web仮登録 (A-PAB HP)

③ 業者登録申請 + 誓約書・会社概要・資格または認定証のコピー (郵送)



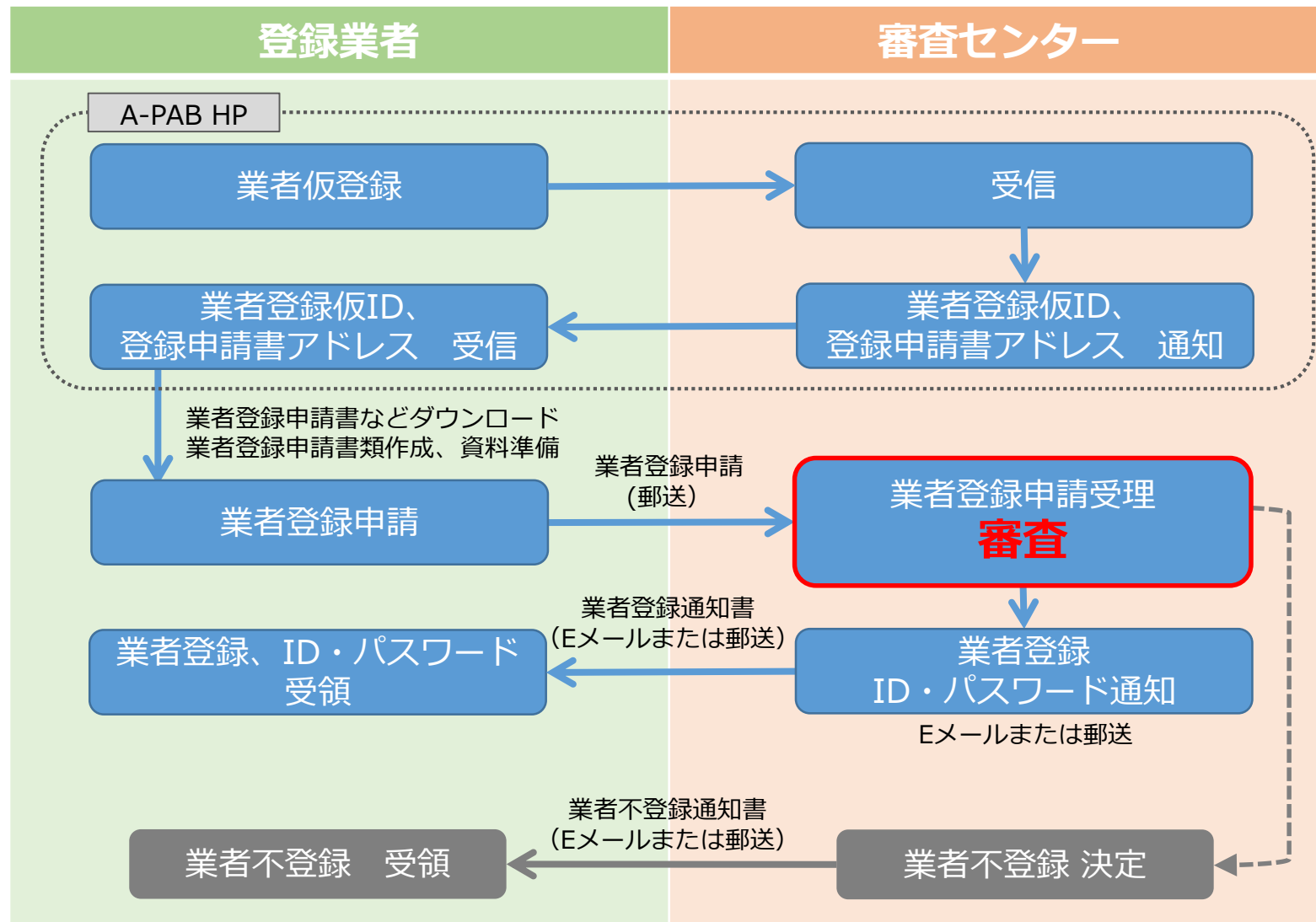
② 登録業者仮ID、登録申請書アドレス通知 (Eメール)

⑤ 業者登録、ID、パスワード通知 (Eメールまたは郵送)



④ 受理・審査

# 業者登録の申請フロー（概要）



# 登録業者の資格条件

- 電気工事士や無線従事者など電気関連の資格保有者を有する事業者であること。（いずれかの資格）

## <国家資格>

- 電気工事士（第一種、第二種）[一般財団法人電気技術者試験センター]
- 電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）[一般財団法人電気技術者試験センター]
- 陸上無線技術士（第一級、第二級）[公益財団法人日本無線協会]
- 総合無線通信士（第一級、第二級、第三級）[公益財団法人日本無線協会]
- 陸上特殊無線技士（第一級、第二級、第三級）[公益財団法人日本無線協会]
- 電気工事施工管理技士（1級、2級）[一般財団法人建設業振興基金]
- 工事担任者  
AI第一種、AI第二種、AI第三種、DD第一種、DD第二種、DD第三種、AI・DD総合種  
[一般財団法人日本データ通信協会電気通信国家資格センター]

## <民間資格>

- CATVエキスパート、第2級CATV技術者(以上)：一般社団法人日本CATV技術協会
- スマートライフコンシェルジュ：一般社団法人日本電化協会、全国電機商業組合連合会
- 家電製品アドバイザー（AV情報家電）（総合資格保有者含む）、家電製品エンジニア（AV情報家電）（総合資格保有者含む）、スマートマスター：一般財団法人家電製品協会
- 衛星放送用受信設備施工技術者：一般社団法人日本CATV技術協会

# 登録業者の条件と助成金支払先

## □登録業者の条件

法人、個人事業主

## □必要書類

○登録申請書（申請者の情報、振込先口座など）

○誓約書

○会社概要

（会社経歴書、会社案内など会社概要が分かるものや過去に発行した請求書のコピーなど）

○資格、認定書のいずれかのコピー

## □助成金の振り込み先

登録業者の業者登録申請時の登録口座

## □法人と個人事業主と個人

法人 : (株)、(有)など法人名を有する

個人事業主 : 屋号(〇〇デンキ)などを通常有する

個人(一時所得)と個人事業主(事業所得)との違い

個人事業主とは、繰り返しその業務に従事し事業所得がある場合。通常は、屋号を用いて請求書や見積書を発行して事業に従事する。

個人が得る一時所得：営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の(偶発的な)一時所得で、役務や資産譲渡の対価などの性質を持たないもの。請求書や見積もりといったものは通常ない。

## □個人での業者登録は行えません

## ②助成金交付申請（事前申請） 1

□助成対象者へ本事業の趣旨の説明や調査後に仮見積書を提出して、委任状により委任を受けた登録業者は、助成金交付申請書を作成し確認書などの書類を添付し郵送で代行申請します。

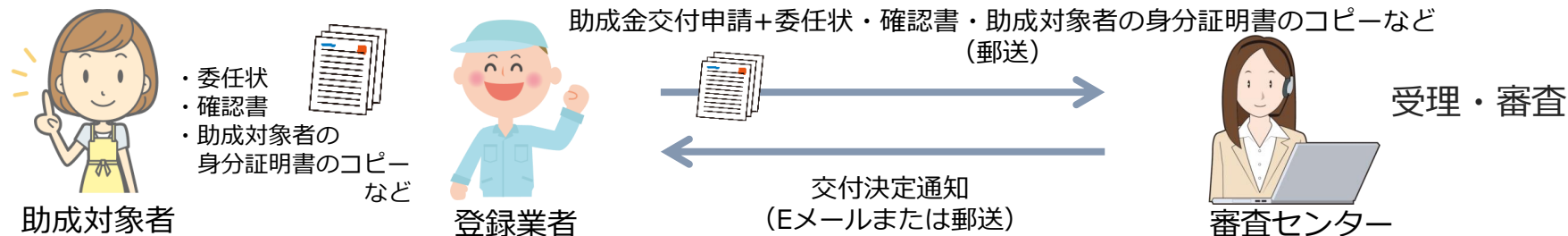
- 業者登録を行っていない電気店・電気工事店などは申請できません。
- 対策工事前に必ず助成金交付申請を行い、事前に交付決定を受けないと助成金は交付されません。
- 工事後の助成金交付申請はできません。
- 次ページ「助成金交付申請の作成2」の注意事項の内容を確認して申請書を作成してください。

### ●【申請書】

- 申請代行登録業者名、登録業者ID
- 申請施設名、住所（共同受信施設の場合）
- 助成対象者氏名、住所
- 電波漏洩対策を行う施設の受信設備の概要（助成金交付対象機器の数量など）
- 工事日程（着工日、完成日、工事実績報告書提出日）

（申請書に添付するもの）

- 委任状（助成対象者が記入）
- 助成対象者確認書（助成対象者が記入）
- 助成対象者身分証明書のコピー  
運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証、住民票の写し、マイナンバーカードのいずれか
- 戸数がわかる資料のコピー（集合住宅の申請時に限る）  
管理組合理約や販売時パンフレットなどの戸数が記載された資料のいずれか
- 施工内容確認書（集合住宅の申請時の必要な場合に限る）  
各戸専有部の2.6GHz機器を交換しない場合



## ②助成金交付申請（事前申請） 2

□以下の注意事項をよく確認して申請書を作成してください。

=注意事項=

2018年9月12日 改正（2019年4月1日 一部改正[助成金額]）

- ◎ 助成金は、助成金交付対象機器リストの掲載機器で、技術基準不適合であり助成金交付対象機器を改修時使用機器リストの掲載機器への改修工事に要する標準的な「機器代+工事代」の2分の1に相当する金額が助成されます。
- ◎ 助成対象施設のアンテナ出力から壁面端子までの全ての機器を3.2GHz対応の技術基準適合機器に交換する申請でないと助成金は交付されません。ただし、以下の全ての条件を満たす場合は2.6GHz機器を残すことができます。（2.15GHz以下の機器を残すことはできません）

=集合住宅の場合=

- 共用部の機器は全て「改修時使用機器リスト」記載の3.2GHz対応機器へ改修した場合
- 壁面端子などの専有部の機器が技術基準適合機器（漏洩しない機器）である場合
- 今後3.2GHz化対応のための専有部の機器交換について「施工内容確認書」を助成対象者と取り交わしコピーを提出する場合（登録業者専用ページに書式があります）

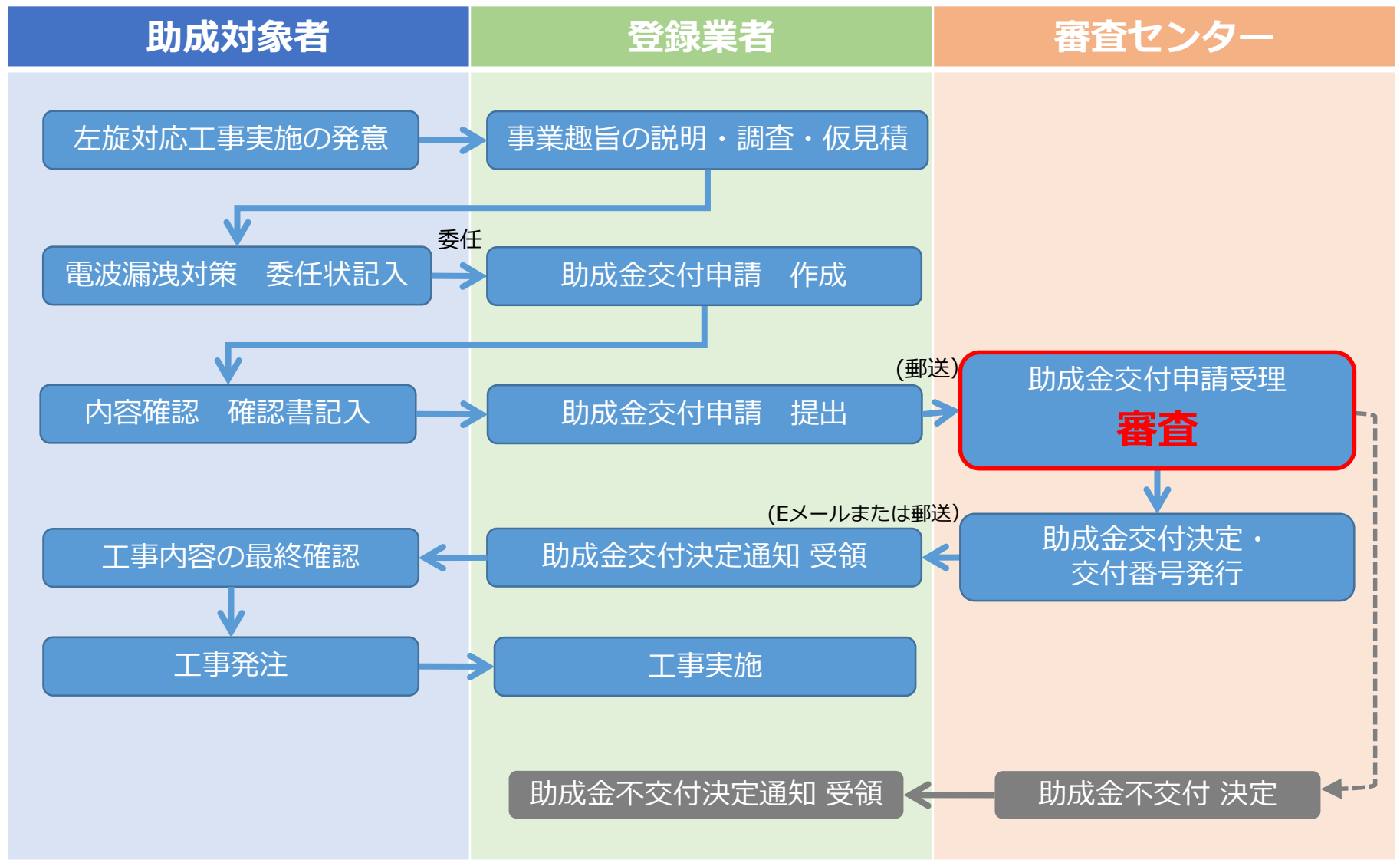
=戸建住宅の場合=

- 残す2.6GHz機器が技術基準適合機器（漏洩しない機器）である場合
- 助成対象者が全ての新4K8K衛星放送を受信する事ができない旨（受信できないチャンネルがある事と将来追加される場合のチャンネルが受信できない事）の了承を得る場合

2019年1月7日 改正

- ◎ 集合住宅の申請については、各戸あたり3万円を上限とします。ただし、各戸の壁面端子または直列ユニットまで全ての機器を技術基準に適合する「改修時使用機器リスト」記載の3.2GHz対応機器へ改修する場合には上限を設けません。
- 〔各戸専有部の壁面端子までの全ての機器を3.2GHz対応機器へ改修しない場合は、従来通り「施工内容確認書」の提出が必要です。（2.15GHz機器を残すことはできません）〕

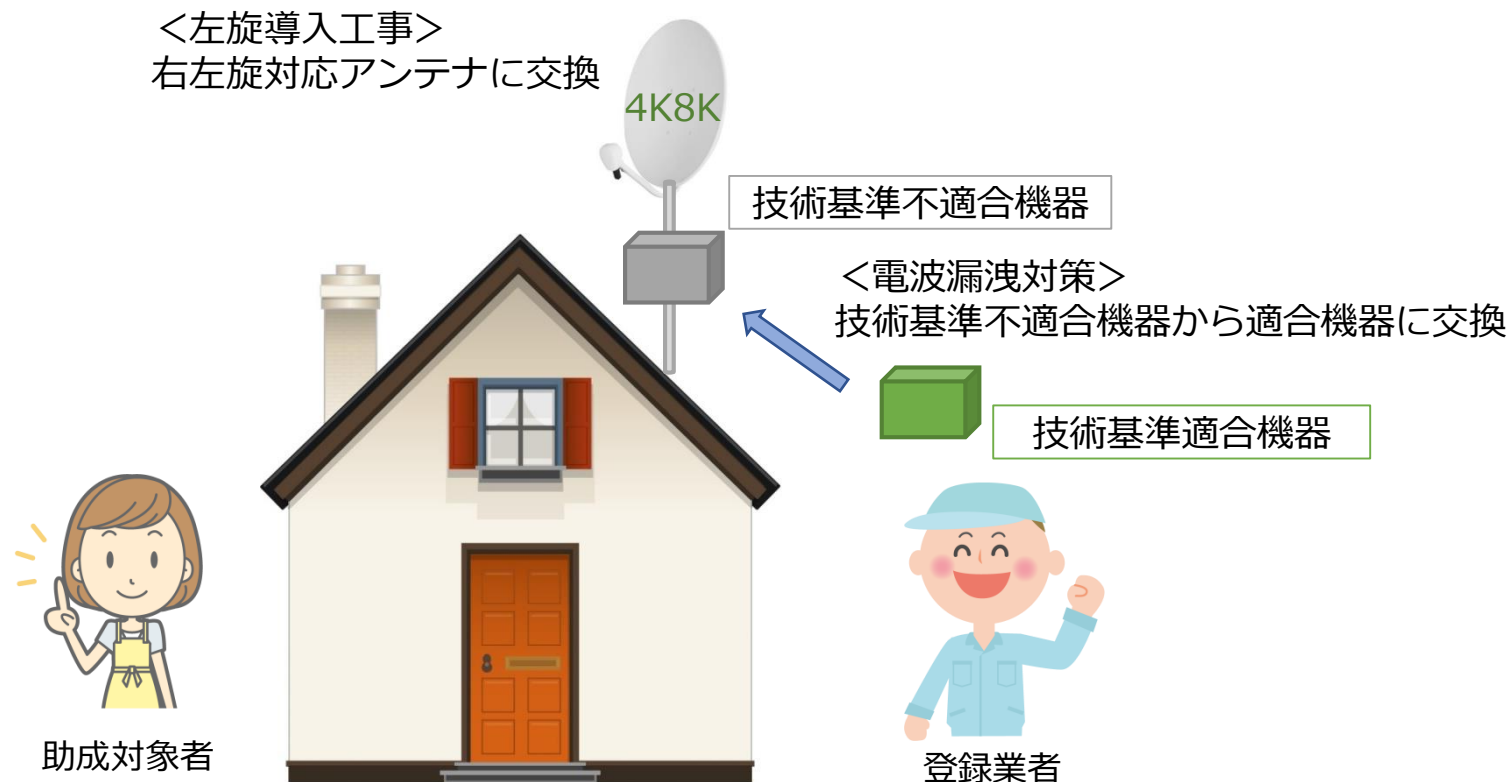
# 助成金交付の申請フロー（概要）





### ③対策工事（交付決定通知後）

- 助成金の交付が決定したら、登録業者は電波漏洩対策が必要なすべての受信機器に対して、衛星放送用テレビ受信設備の施工ガイドラインに沿った改修工事により、協会が示す改修時使用機器リストに記載されているSHマーク登録機器等の技術基準適合機器へ交換する対策を実施します。  
(技術基準不適合機器が一つでも残っていると助成金は交付されません)



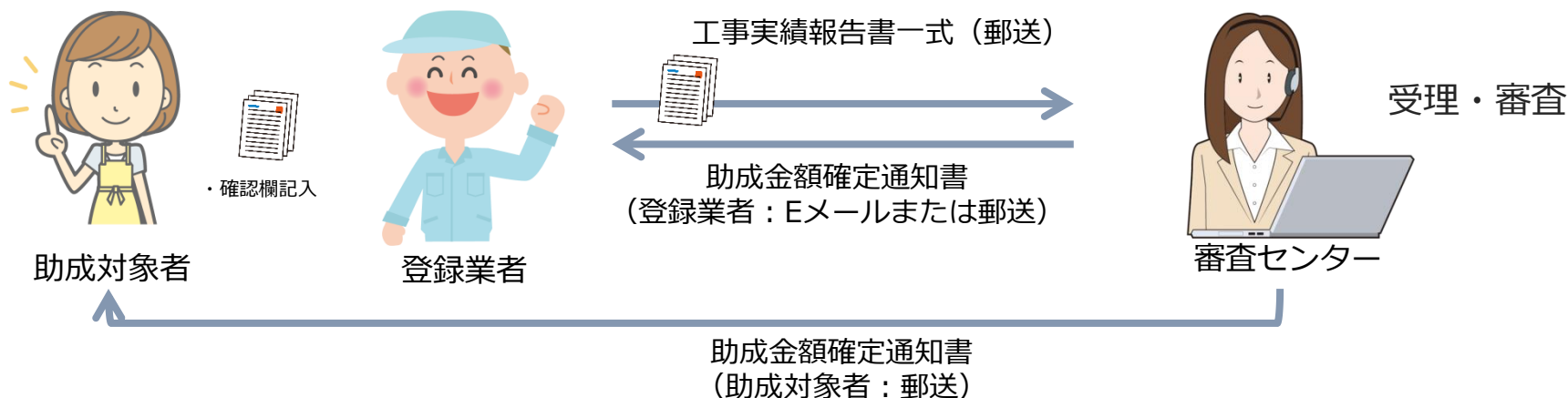
# ④対策工事の実施結果報告（工事实績報告） 1

□工事完了後には、工事实績報告書を作成し助成対象者や代表者の確認を取り、審査センターへ郵送で提出します。

（次ページ「工事实績報告書2」の注意事項の内容を確認して報告書を作成してください）

## ○実施工事内容の報告

- 工事实績報告書
- 工事実施内容及び内訳書
- 工事完了報告写真
- 受信設備系統図（審査センター要求時に提出）
- マニフェスト（廃棄物処理証明書）（助成金交付対象機器の数量が200個以下は省略可）
- ▲追加機器（助成金交付申請から対象機器が追加になる場合に提出）



※工事实績報告書の提出後、審査に合格すると「助成金額確定通知書」が助成対象者と登録業者へ発行され、その後助成金がA-PABから登録業者の口座へ振り込まれます。助成対象者と登録業者との間の工事費等の精算については、交付額決定後に、本来の工事代金（仮見積書価格）から助成金交付額を差し引いた金額を助成対象者から登録業者へ支払う、などは当事者間であらかじめ取り決めてください。

## ④対策工事の実施結果報告（工事実績報告） 2

□以下の注意事項をよく確認して報告書を作成してください。

=注意事項=

2018年9月12日 改正（2019年4月1日 一部改正[助成金額]）

- ◎ 助成金は、助成金交付対象機器リストの掲載機器で、技術基準不適合であり助成金交付対象機器を改修時使用機器リストの掲載機器への改修工事に要する標準的な「機器代+工事代」の2分の1に相当する金額が助成されます。
- ◎ 助成対象施設のアンテナ出力から壁面端子までの全ての機器を3.2GHz対応の技術基準適合機器に交換する申請でないと助成金は交付されません。ただし、以下の全ての条件を満たす場合は2.6GHz機器を残すことができます。（2.15GHz以下の機器を残すことはできません）

=集合住宅の場合=

- 共用部の機器は全て「改修時使用機器リスト」記載の3.2GHz対応機器へ改修した場合
- 壁面端子などの専有部の機器が技術基準適合機器（漏洩しない機器）である場合
- 今後3.2GHz化対応のための専有部の機器交換について「施工内容確認書」を助成対象者と取り交わしコピーを提出する場合（登録業者専用ページに書式があります）

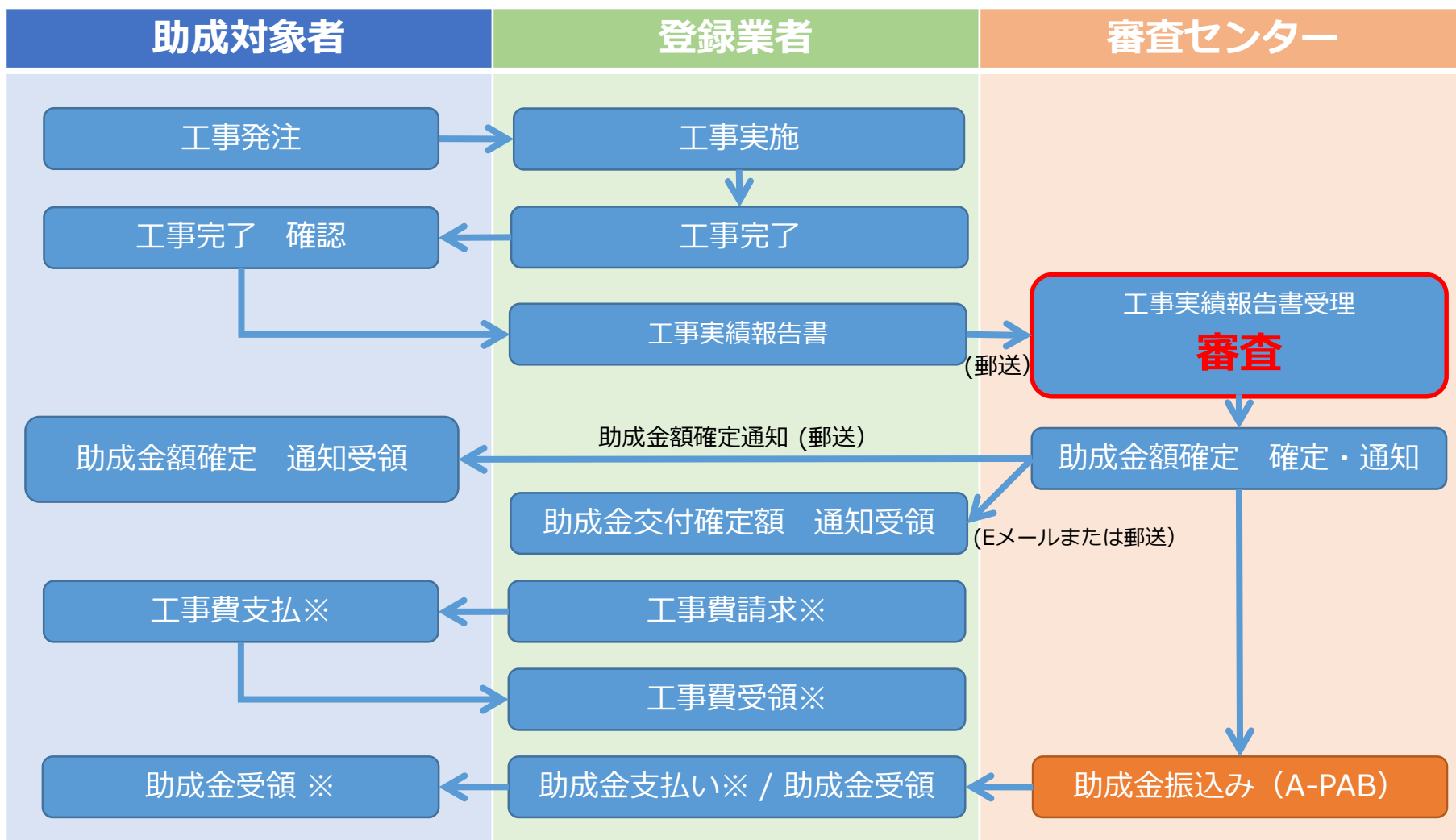
=戸建住宅の場合=

- 残す2.6GHz機器が技術基準適合機器（漏洩しない機器）である場合
- 助成対象者が全ての新4K8K衛星放送を受信する事ができない旨（受信できないチャンネルがある事と将来追加される場合のチャンネルが受信できない事）の了承を得る場合

2019年1月7日 改正

- ◎ 集合住宅の申請については、世帯あたり3万円を上限とします。  
ただし、各戸の壁面端子または直列ユニットまで全ての機器を技術基準に適合する「改修時使用機器リスト」記載の3.2GHz対応機器へ改修する場合には上限を設けません。
- 〔各戸専有部の壁面端子までの全ての機器を3.2GHz対応機器へ改修しない場合は、従来通り「施工内容確認書」の提出が必要です。（2.15GHz機器を残すことはできません）〕

# 工事後の流れ（概要）



※工事実績報告書の提出後、審査に合格すると「助成金額確定通知書」が助成対象者と登録業者へ発行され、その後 助成金がA-PABから登録業者の口座へ振り込まれます。助成対象者と登録業者との間の工事費等の精算については、交付額決定後に、本来の工事代金（仮見積書価格）から助成金交付額を差し引いた金額を助成対象者から登録業者へ支払う、などは当事者間であらかじめ取り決めてください。